

5 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
34	1111 予防居宅療養	イ 医師又は歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費	500 単位	1回につき	
34	1101 予防居宅療養・未情報減算		((2)以外) 500 単位	情報提供が行われない場合 - 100 単位	400	
34	1112 予防居宅療養		(2)介護予防居宅療養管理指導費 (在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	290 単位	290	
34	1221 予防薬剤師居宅療養 1	ロ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合(月2回限度)	(一)在宅の利用者に対して行う場合	550	
34	1222 予防薬剤師居宅療養 1・特薬			550 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	650
34	1251 予防薬剤師居宅療養 2		(二)居住系施設入居者等に対して行う場合	385 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	485
34	1252 予防薬剤師居宅療養 2・特薬			385 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	485
34	1223 予防薬剤師居宅療養 1		(2)薬局の薬剤師の場合	(一)在宅の利用者に対して行う場合	500 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位
34	1224 予防薬剤師居宅療養 1・特薬			500 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	600
34	1255 予防薬剤師居宅療養 2		(二)居住系施設入居者等に対して行う場合	500 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	600
34	1256 予防薬剤師居宅療養 2・特薬			500 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	600
34	1225 予防薬剤師居宅療養 3		(二)居住系施設入居者等に対して行う場合	350 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	450
34	1226 予防薬剤師居宅療養 3・特薬			350 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	450
34	1253 予防薬剤師居宅療養 4		(二)居住系施設入居者等に対して行う場合	350 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	450
34	1254 予防薬剤師居宅療養 4・特薬			350 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	450
34	1131 予防管理栄養士居宅療養		ハ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	(1)在宅の利用者に対して行う場合	530 単位	530
34	1132 予防管理栄養士居宅療養		(2)居住系施設入居者等に対して行う場合	450 単位	450	
34	1241 予防歯科衛生士等居宅療養	ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1)在宅の利用者に対して行う場合	350 単位	350	
34	1242 予防歯科衛生士等居宅療養		(2)居住系施設入居者等に対して行う場合	300 単位	300	
34	1261 予防看護職員居宅療養	ホ 看護職員が行う場合			400	
34	1262 予防看護職員居宅療養・准看		400 単位	准看護師が行った場合 × 90%	360	